

平成30年2月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成30年2月26日（月） 午後2時より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 牧岡努教育長、脇山亜子委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、瀧本朝光委員、佐々木美穂委員、
岩本幹彦教育課長、後藤由多加教育課副課長兼指導主事、
大竹建治生涯学習係長、奥村裕学校教育指導員、
書記：小野真人学校教育係長、片山武丸主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

(1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

(2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

(1) 町議会3月定例会提出の補正予算について

課 長 資料1をご覧ください。町議会3月定例会提出の補正予算についてです。補正予算につきましては、3月6日から始まる議会で承認を受ける事になりますが、3月補正は、概ね平成29年度予算の執行整理というものになりますの

で、特に重点的なものや補正額が大きいものについて説明いたします。

歳入です。1 ページ目、分担金及び負担金、負担金、教育費負担金です。幼稚園費負担金の幼稚園管外教育受託児童負担金です。2,812,000 円を増額補正いたします。内容は町外に居住し、ひなづる幼稚園に通う園児に対する、子ども・子育て支援法の規定により算出される施設型給付費で、特定教育・保育に通常要する費用の額として、年齢区分等に応じた基本単価が国の方で示されており、その単価で算出したものです。現在、湯河原町から通う3歳児5名、4歳児以上2名分について保護者が納付する保育料とは別に、管外教育受託児童負担金として湯河原町から受けるものです。5 ページ目寄附金です。上から説明します。教育費寄附金、教育費寄附金、学校図書等整備基金に対する寄附金は29,000 円を増額補正いたします。これは12月2日に実施した図書館リサイクルブックフェアで寄せられた寄附を基金に積み立てるものです。体育振興事業に対する寄附金は100,000 円を増額補正いたします。これは昨年、亡くなられた本田親作様の遺族の方からの寄付です。故人は永年に亘り、陸上競技協会の一員として、また、町立体育館の非常勤職員として町の体育振興に尽力された方でした。こちらの方の意思を尊重しての寄付でございます。

続いて、歳出です。こちらも額の確定のものが主でございますので代表的な部分を説明いたします。8 ページ目、教育費、教育総務費、教育振興費、柔道実技指導者謝礼は133,000 円を減額補正いたします。これは例年柔道経験者に講師として柔道の授業で指導していただいておりますが、講師の都合が合わず、指導依頼をしなかったことによる減額です。

13 ページ目の教育費、社会教育費、社会教育総務費のうち、町子ども会育成団体連絡協議会補助金100,000 円を減額補正いたします。これは平成28年度末に町子連が解散したことにより当初予算で措置した補助金を全額減額するものです。以上で、3月補正の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ご質問やご意見を伺います。いかがでしょうか。

教 育 長 ないようですので、ただいまご説明いただきました町議会3月定例会提出の補正予算について、賛成いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全員挙手)

教 育 長 全員賛成です。

(2) 平成30年度真鶴町の教育基本方針・重点施策(案)について

指導主事 資料2です。本日私からは学校教育に関する部分のご説明をいたします。加筆や削除、修正等を行った部分は網掛けの記載としておりますので、その部分を中心に説明を行います。まず基本方針の柱、「教育は人づくり、人づくりは

まちづくり」については変更ありません。ただ、その下の網掛けにありますように、今年度につきましては学校教育、社会教育の両方で、教育の魅力化推進事業を強調したものにしていきたいと考えております。学校教育としましては、四角で囲まれている内容として、「小規模化の状況の中でも子どもや保護者・教職員にとって魅力のある学校とする。」としました。学校の魅力化を推進することで、少子化対策・子育て支援施策の充実を図ることになります。内容としましては、6点ございます。きめ細かな指導の充実、ICT教育の充実、小中一貫教育の充実、ふるさと教育の充実、英語力向上推進計画、学校教育施設の整備です。それを受け、2ページの内容です。学校教育の学力

(1) をご覧ください。「確かな学力」を育む教育を推進するために、ここの文言等につきましては、次期学習指導要領の総則にあります文言を参考に修正をさせていただきました。学習意欲の向上の部分ですが、それに対応する次期学習指導要領の文言として、「学びに向かう力・人間性等」の涵養という表現になりますので、そのように修正しました。また、授業でめざす姿としまして、主体的・対話的で深い学びのある授業という文言がキーワードとされていきましたのでそれを盛り込みました。また、個に応じたという言葉についても、児童生徒一人一人の学びを大切にするという文言に言い換えました。意味合いとしましては、大きく変わりませんが、個別学習ではなく全体の中で一人一人を大切に見ていくという思いを強くしたいと思ったのでこのように記載しました。心の部分では、これまでの内容に新たに教育相談という言葉を取り込みました。児童生徒指導と教育相談は密接なつながりのある教育活動だと考えていますので、安心して学ぶことができる関係や環境づくりといった教育相談を追加しました。いじめの部分につきましては、早期発見・早期対応に加えて、解消に向けた適切かつ丁寧な対応といった文言を追加しました。これにつきましては昨年11月に改定いたしました基本方針に倣って文言を入れてあります。5ページをご覧ください。重点施策です。これまで「12年間の子どもの育ちの連続性を大切にしたい教育」という言葉を使っていましたが、これまでの研究を踏まえ、真鶴町としての一貫教育が根付いてきたと考え、その文言を「真鶴町幼・小・中一貫教育」という言葉に置き換えております。(1) 学習指導です。(2) 基礎基本の徹底を目指した個に応じた指導という所を、一人一人の学びを確実にするための、きめ細かな指導に置き換えます。また、学力調査検証委員会の分析結果を踏まえ、③の「書く活動」を効果的に取り入れ、学びの定着を図る学習活動という文言に置き換えております。また、インクルーシブ教育充実の観点から、⑤に「共に学び共に育つ、支援教育の充実」という文言を、さらに新たな教育課題としまして、「外国語教育(英語)の充実」という文言を新たに追加しております。続いて6ページをご覧ください。②の部分ですが、先ほどもご説明したとおり、いじめ防止基本方針の改定に伴い、文言を修正しています。「いじめの予防、適切な対応」という文言を、いじめの未然防止と、解消に向けた適切な対応としています。「児童生徒がいじめ防止について主体的に考え、行動する教育活動の推進、SNSを利用したいじめを予防し、児童生徒が適切に対応できるための継続的な指導と、家庭への啓発の推進」とい

った文言を加えております。諸課題に対する予防的な対策の推進としましては、インターネットやスマートフォンに対する家庭での約束づくりについて、「情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図り、児童生徒がスマートフォン等を正しく利用する意識と態度を育む」といった文言に変更いたしました。7ページの(5)就学前教育保育の項目です。現在園の方で直面する課題の一つとして、支援が必要な子どもへの対応があります。それをふまえ、⑥として、「幼児一人一人の発達に対応できる、支援教育の視点を取り入れた幼児教育の推進」といった文言を入れました。(7)では、町の指定研究として、これまで3年間、「12年間の子どもの育ちの連続性を大切にした教育」といったテーマで研究していましたが、ここで3年間が終わりましたので、新たな指定研究として、「幼・小・中一貫教育による新たな真鶴町教育の創造」を進めてまいりたいと思います。学校教育に関する修正等は以上となります。

教 育 長 それでは順番に内容を検討していきます。1ページの部分について、ご質問等あれば伺います。

委 員 基本方針の枠のすぐ上の3行の部分で、急激な少子化・高齢化の進展という部分は、国全体の課題でもありますし、町としても大きな課題となってくると思うので、これを載せるのは大事なことだと思います。あとはこれを現場がどのように具体化していくかという部分が、今後の問題点になると思います。以上です。

教 育 長 ほかにいかがですか。ご意見としては、課題の指摘でも、今のような重要だと感じる部分のご意見でも構いません。2ページの部分ではいかがですか。

教 育 長 重点施策の学校教育分野の5ページから8ページまではいかがでしょうか。

委 員 就学前教育・保育の充実について、幼児一人一人の発達に対応できる、支援教育の視点を取り入れた幼児教育の推進の記載ですが、大事なポイントだと思います。まだまだ未発達な時期なので、どうしても大人が見るとできるかできないかという捉え方をしてしまいます。それは保護者についてもそうだと思います。みんなと同じ事がすぐにできないという子どもに対する声かけや指導が大事だという部分を、この記載で言われていると思います。ぜひそういった部分に対して、皆で対応できるように研究していただければと思います。

指導主事 町としての具体的な施策としては、就学前の幼児教育保育の在り方研究会というものがあります。小学校、保育園、幼稚園の教員を対象とした研修会ですが、そこでの課題に支援教育の視点を取り上げることがあります。また、小田原養護学校の協力を得て、普段から支援教育に携わっている方から見て、園の取り組みについて助言をいただくといったことを考えています。

委員 文部科学省と厚生労働省の違いが出てきていると感じます。幼稚園は自立を目的とするといった教育方針に基づいて、やっていると感じます。保育園は預かるという部分が大きく、教育方針などについても見通しをもって、ある程度、幼稚園・保育園が揃った形で学習していかなければ、小学校で方針の違いの影響が大きく出るのではないかと心配しています。保育園も幼稚園も両方とも真鶴町の大事な子どもたちですから、就学前の時間を無駄にすることなく、教育できるようにというよりも大きく育てるようにという部分を大事にしてほしいと思います。

教育長 指導主事はいかがでしょう。

指導主事 私もこの部分は大きな課題と感じています。機会を捉え、まず教育方針を伝え合うことから融合点を見つけていきたいと考えています。

教育長 課長はどうお考えですか。

課長 就学前の時にも積極的に行っていますし、小学1年生となる時に、同じスタートが取れるように連携をとっていきたいと思います。

教育長 資料に幼保接続共通カリキュラムの実施と改善とあり、このあたりが関連してくると感じていますが、どのような状況でしょうか。

指導主事 例年、在り方研究会の第1回でこのあたりの内容を確認し、そこから課題を設定していますので、今後も取り組んでいきたいと思っています。

教育長 よろしいですか。

委員 はい。

教育長 全体をとおしていかがですか。

教育長 質問等がないようですので、平成30年度真鶴町の教育基本方針・重点施策(案)について、御承認いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

教育長 全員賛成です。

(3) 町議会3月定例会提出の平成30年度予算について

課長 それでは、資料3により、町議会3月定例会提出の平成30年度予算につい

て説明いたします。

こちらは3月に開催される議会の中で審議いただく資料です。新規に予算計上されるものや増減額が大きいものについて説明させていただき、例年予算計上されているものなどにつきましては、簡単な説明とさせていただきます。

歳入をご覧ください。11款 分担金及び負担金、5項 教育費負担金、1目 幼稚園費負担金は、幼稚園管外教育受託児童負担金として予算額1,783,000円です。町外に居住し、ひなづる幼稚園に通う園児に対しての負担金として受けるものです。子ども・子育て支援法の規定により算出される施設型給付費で、特定教育・保育に通常要する額として国の方で基本単価が示されていますので、その単価に基づき算出したもので、30年度在園予定の人数で計上しています。先ほど3月補正の説明で増額したものでございます。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、6目 教育使用料は、13,172,000円で、652,000円の増額です。ひなづる幼稚園保育料、美術館観覧料、博物館観覧料、公民館使用料、町立体育館使用料等の合計です。14款 県支出金、2項 県補助金、8目 神奈川県市町村事業推進交付金のうち教育委員会関係の交付金です。1,398,000円は698,000円の増額です。これは中学生海外派遣事業に代わる中学生グローバル人材育成事業に対する補助金充当額が増額されたことによるものです。17款 繰入金、1項 基金繰入金、奨学基金繰入金は入学支度金に、美術館運営基金繰入金は美術館の施設管理運営費に充てるものです。19款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入のうち教育委員会関係の予算は、前年とほぼ同様の内容で、公民館、図書館の複写機使用料や貝類博物館で実施する海の学びミュージアムサポート事業補助金を計上しています。

続きまして、歳出です。9款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費は教育委員報酬などを予算計上していますが昨年と同様の913,000円を計上しております。2目の事務局費は、95,574,000円、前年比較11,979,000円の増額は、事務局職員の人件費の増額及び県立養護学校分教室設置負担金7,500,000円が主なものです。

2項 小学校費、1目 学校管理費32,509,000円は2,219,000円の増額で、子どもに応じた指導・支援を行うための非常勤講師の人件費や、学校施設改修工事としてプールの補修工事費を計上したため増額となっています。2目 教育振興費は、特色ある学校づくり、特別教育活動費、校内研究費等として、前年とほぼ同額の598,000円を予算計上しています。3目 給食費は13,242,000円で前年比較1,040,000円の増額で、給食調理員の社会保険料の増額が主なものです。

3項 中学校費、1目 学校管理費は、20,447,000円で前年比較547,000円の減額で、学校施設の管理運営に係る経費を計上していますが、楽器等の学校運営用備品購入費の減額が主な理由です。2目 教育振興費は、生徒指導費や特別教育活動費、校内研究費等として前年同額で計上しています。

4項 幼稚園費、1目 幼稚園費は34,428,000円で、前年比較408,000円の増額は、職員及び臨時職員の人件費の増額が主な理由です。

5項 社会教育費、1目 社会教育総務費予算額は6,830,000円で、社会教育

委員及び社会教育関係事業に係る予算で前年とほぼ同様の内容です。2目 公民館費は、臨時職員賃金や公民館事業に係るもので事業内容に大きな変更はありません。3目 文化財保護費、予算額は2,875,000円、文化財審議会経費及び文化財保護事業に係る経費で前年とほぼ同様の予算となっていますが、新規に岩海岸灯籠ながし保存管理奨励交付金200,000円を計上しました。4目 町民センター費の予算額は37,942,000円で、前年比較25,447,000円の増額は、町民センターの大規模改修工事実施設計委託料及びその工事費の増額が主なもので、その他の経費は前年とほぼ同様の予算計上となっています。5目 民俗資料館運営費予算額1,817,000円は、前年比較712,000円の増額で、雨漏りしている屋根の修繕費が主なもので、その他の臨時職員及び施設管理に係る経費は前年とほぼ同様の予算計上となっています。6目 美術館費30,847,000円は、前年比較で1,184,000円の増額で、開館30年記念事業の図録印刷費や特別展借用作品展示作業等委託料が主なもので、その他に職員や臨時職員の人件費、施設管理経費等美術館運営事業に係る経費を計上しています。7目 図書館費は前年とほぼ同様の予算計上額で職員や臨時職員の人件費、図書館事業に係るものとなっていますが、修繕料で書架の壁固定費用が増額となっています。8目 貝類博物館運営事業予算は前年とほぼ同様の予算額で施設管理及び博物館運営事業に係る経費となります。

6項 保健体育費、1目 保健体育総務費の予算額7,682,000円は、前年比較で2,475,000円の増額で、岩ふれあい館の高圧受電設備修繕料や屋内消火栓設備修繕料等が主なもので、その他に社会体育関係補助事業費、町民運動会事業費、岩ふれあい館管理運営事業に係るものです。2目 体育館運営費5,655,000円は、前年比較673,000円の増額で、非常放送設備の修繕料が主なもので、その他に施設管理に係る経費を計上したものです。

平成30年度教育費予算に係る説明については以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教 育 長 歳入歳出で分けてご意見を伺います。歳入についてお願いします。

教 育 長 歳出についてはいかがでしょうか。

教 育 長 町議会3月定例会提出の平成30年度予算について、町議会へ提出するものとしてお認めいただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全員挙手)

教 育 長 全員賛成です。

(4) 小学校給食費改定について

課 長 小中学校PTAへの説明の際に使用した資料に基づいてご説明いたします。

こちらの資料の1番には真鶴町給食費改定の状況ということで、今回の改定に至るまでの状況が示されています。前回の改定が平成24年4月改定ということで、消費税が8%になった分の値上げでした。2番、真鶴町の給食費の補助金ということで、真鶴町では児童1人当たり月額145円の補助していました。また、その他に地場産物利用の補助として、児童1人当たり月額20円の補助をしており、合計165円の町補助が出ています。3番にはパンの価格の比較ということで、平成26年から平成29年の差額が明記されています。同様に下段には牛乳価格の比較も記載されており、いずれにしても値上がりしているという状況です。裏面をご覧ください。上段がお米ご飯の給食時のおかずの平均金額が記載されています。こちら平成26年度と平成29年度の比較がされていますが、値上がり等によりおかずかけられる金額が下がっていることが分かります。同様にパン給食時のおかずの平均金額についても、小麦粉等が値上がりし、おかずに使える金額が下がっているということです。4番給食費改定の理由です。上記のような資料を基に説明したところでございますが、給食費改定の平成26年度より物価が上昇しており、安心して安全な食材料の調達を今後も継続するため、また必要な栄養量を満たすため、食品構成の基準量が必要であるためという二つの理由をもって給食費改定の理由としています。5番は来年度も引き続き現行の給食費で実施した場合に起こりうるということ、4点記載しています。次のページをご覧ください。改定案です。左側が現行ということで、その前提条件として、年間11カ月の184回ということです。上段の給食費4,120円とその下の町負担として165円で、合計4,285円の給食費で賄っている状況です。改定案として保護者負担の給食費として4,300円で、180円の値上げを提示させていただきました。165円の補助金となっていますが、まだ来年度の予算が確定していないので、町側の補助金の値上げはイメージしていません。その中で資料を作成しました。この部分につきましては、補助金は3月議会で、35円の値上げの200円を計上しています。予算がとおれば、保護者負担4,300円と町補助金の200円で、月額で合計4,500円を当てられるとなり、215円の上昇した給食費を一月辺りで当てられるということになります。現行の説明では、小中学校のPTA総会では反対される方はいませんでした。本日皆様方にご説明いたしまして、ご承認いただければ決定という運びにしたいと考えています。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教 育 長

このことについて、説明がありましたが、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

委 員

給食費の値上げは、物価の値上げや、食材の値上げになると粉物や油、バターなど限られたものになると思いますが、今年の冬は野菜が高騰しまして、葉物野菜が2倍とか3倍の値段で店頭に出ているので、給食費の値上げは子どもたちが必要な栄養価を取るためにはやむを得ないことだと思いますし、栄養価も取れて質のいい給食を提供してほしいと思います。今年度の金額で給食について対応していたと思いますが、野菜の質の低下などはあったのでしょうか。

真鶴町では現在どう工夫して対応したのですか。

課 長 栄養教諭から具体的取組みは聞いていませんが、別途の徴収などはしていないので、与えられた予算内で工夫していただいているのが実状だと思います。

委 員 野菜が安い時にその分を少しキープしておいて、高い時に備えるような事はできるのでしょうか。

課 長 そこまでの冷凍施設はないので難しいと思います。

委 員 お金についてはどうでしょうか。お野菜が安い時に余ったお金を高い時に使うということはできるのでしょうか。

課 長 月で献立を決めますので、その中でやりくりはしていただいていると思います。

委 員 他の自治体では、葉物野菜がなかったので、旬の時期に冷凍された野菜を細かく使い、どの子どもにも行き渡るように使用していたと新聞に掲載されました。真鶴町はどうでしょうか。

課 長 資料がありませんので、確認して報告します。

教 育 長 私が栄養教諭から聞いた話では、野菜の高騰についてはかなり工夫をし、購入や調理方法にも工夫を凝らしていると伺いました。栄養価を下回らないように尽くしていると話を聞いています。それでは改定について、提案のとおり認めていただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全員挙手)

教 育 長 全員賛成です。

(5) 子育て支援の充実に向けた幼稚園・小学校・中学校の町雇用支援員や非常勤講師等の配置基準(案)について

課 長 資料5をご覧ください。以前案としてご審議いただいた際に継続協議となっていたものです。それを更に検討しまして、再度議題といたしました。

幼稚園からご説明いたします。支援員Aと支援員B、支援員Cがそれぞれいまして、BとCは2分の1の2人交替の勤務をしています。かつこの中が配置基準の人数です。支援員は3人、原則として各学級に1名ずつ合計3名の支援員、非常勤職員を配置する。ただし、学級の状況を見て、園長が必要と判断した場合は、3名の範囲内で配置学級を重点配置など工夫することができるとし

ています。特別支援員ということで、特別な支援が必要な障がいのある幼児には別に支援員、非常勤職員を配置するというので、現行2名ですが、今後最大このくらい配置するというので、今後についてという部分では、下線部を検討した結果について載せたところです。読み上げます。(1) 特別な支援が必要な幼児または障がいのある幼児の指導の在り方について、県立小田原養護学校の支援による支援教育研修会や指導主事の指導によるケース会議を開催して研修の場とする。(2) また、園長からの要請があり教育委員会が状況を確認した場合は本基準の他に支援員等を配置するように定める。(3) 小・中のような支援級がないため、幼児の状況により早めの指導・支援が効果を上げることから配置が必要となる場合も予想される。(4) 学級に2分の1ずつの配置よりも1名の配置の方が効果的に支援ができる状況があるということを踏まえ、運用していくという基準となります。

次は小学校の配置基準です。非常勤講師が3名います。リソースルーム非常勤講師・心の教育相談員、音楽専科非常勤講師、多人数学級非常勤講師となります。支援員は4名おり、1年生個への支援、2年生個への支援、3年生個への支援ということで、学習内容や学習態度の支援を行う者が3名、特別支援学級交流学习時の支援が1名です。配置基準です。支援員の3名は、原則として中学年を限度として集団生活への適応が十分でない児童への個別支援を行うために配置するとし、高学年までの3・4年生を限度として配置するものでございます。支援員の1名は、特別支援級で交流学习をする際に個別支援を行うために配置するとし、現行の1名がこれに当たります。非常勤講師はA、B、Cの3名がおり、非常勤講師Aのリソースルーム非常勤講師・心の教室相談員として配置しています。非常勤講師Bとしては、多人数学級指導非常勤講師または中学年重点指導非常勤講師を配置するというので、こちらが現行の非常勤講師Cに当たります。また、説明文の下に米印で留意点について記載しています。非常勤講師Cにつきましては、現行の非常勤講師Bに当たるもので、音楽専科非常勤講師となっています。ALTについては現行に追加して記載しています。小学校での英語科の学習での英会話力の向上のために配置するというので、これを運用するために、今後についてということで、留意点を2点記載いたしました。(1) 校長からの要請があり教育委員会が現状を確認した場合は本基準の他に支援員等を配置するように努める。(2) として、ALTは小学校では日本語もできる講師が望ましいということでございます。

続いて、中学校です。現状で、非常勤講師Aが1名で、心の教室相談室・ワンステップルームと社会科を担当しています。支援員Bが1名、個への支援、訪問相談員Cが1名、ALTが1名となっています。配置基準につきましては、非常勤講師1名は現行の心の教室相談員非常勤講師を配置するとしており、その下の教科非常勤講師という部分が前回と異なる部分です。学級数の減に伴う教職員定数の減による学習環境維持のための教科非常勤講師を配置するというのでございます。支援員4名の部分についても前回と異なっています。通常の学級で主に学習で支援が必要な生徒の個別支援を行うために配置する。他に、支援級の生徒が交流先で行う学習の支援を行うために配置する。不登校等

の生徒の教室復帰を目的とした教室、ワンステップルームの運営・指導を行うために配置するというので、3項目がこの支援員の設置理由です。訪問相談員1名につきましては現行の訪問相談員を設置し、ALTについても1名を現行と同様の目的のためということで、記述と変わりません。下段の今後につきましては、単級となった場合等も全ての教科に専科教員が配置されるよう町雇用教科非常勤講師の配置に努める。(2)として、校長からの要請があり教育委員会が現状を確認した場合は本基準の他に支援員等を配置するように努めるということで、中学校が複数級から単級になることを見越した配置基準を、案として提示させていただきました。

次のページのその他の部分です。小・中共通の配置ということで下線部です。ICT教育推進支援員の配置ということで、こちらは今後も継続していくことで、30年度も予算計上しているものですが、ICT教育を推進するために環境の整備や専門的な見地からの支援を行うということで。平成29年度に行ったICT教育の推進という部分で記載しました。②の学校図書館司書の配置、小中共通ということで、学力の向上並びに豊かな心の育成に向けた読書環境の整備並びに子どもへの読書支援を行うということで、こちらの方は現在行われていませんが、学校からの要望により、こういったことを今後行いたいということで検討しています。(2)として、配置基準の評価校長等は日常の学校経営等により、教育委員は学校訪問等より適宜行い、毎年度8月に合同で協議して行うは8月以降に検討して行くということで、8月時点で現況を踏まえた中で次年度についてのあり方等を検討していくということで配置基準についてまとめさせていただきました。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお祈いします。

教 育 長 順番に検討して参ります。前回と異なる部分としては、下線部分が前回のご意見等を踏まえたところでは。また、目的が記載されていますが、教育委員会は学校教育の魅力化に向けた「きめ細かな指導の充実」のため本配置基準の実現に努めるとなっております。まず、1ページ目目的と幼稚園の部分について、ご質問やご意見をお願いします。

委 員 今後の一つ目について、園長からの要請があり教育委員会が状況を確認した場合は本基準の他に支援員等を配置するように努めるというのが入っているということ、それが配置基準という文章の中の1番にきているということ、幼稚園のみこの文言があるということの2点について、いきさつなどを伺いたいと思います。

課 長 支援教育研修会につきましては、支援が必要な子に対しては行うということで明記しましたので、それを幼稚園に適用したものです。最初に記載されると、強調しているように感じますが、支援基準のうちの特別支援支援員の部分に当たりますので、(1)を(4)へ移動し、その他を繰り上げて対応します。また、基準の特別支援支援員の記載に、特別な支援が必要な障がいのある

幼児とありますが、これについては特別な支援が必要な幼児という記載に改めて、提案させていただきます。

教 育 長 いかがでしょうか。

委 員 (1)の受け取り方は、支援教育研修会や指導主事の指導によってケース会議が行われて、その結果必要であれば特別支援支援員を配置しますということによろしいですか。

課 長 はい。

教 育 長 よろしいですか。

委 員 はい。

教 育 長 それでは、(1)を(4)とし、(2)を(1)、(3)を(2)、(4)を(3)へ繰り上げます。内容としては今質疑に合ったとおりです。指導主事よろしいでしょうか。

指導主事 はい。

教 育 長 それでは小学校についてご質問等をお願いします。

教 育 長 よろしいですか。それでは3ページの中学校についていかがですか。

教 育 長 よろしいでしょうか。それでは4ページのその他についてお願いします。

委 員 (2)の配置基準の評価の部分ですが、教育委員は学校訪問等を適宜行い、8月に協議を行うとなっておりますが、どの様に協議を行うのかについて、具体的なイメージがあれば教えていただきたいです。

教 育 長 今も年度末に校長会などをとおして、支援員さんの活動などについて報告を貰っています。前年度までのものは資料として持っていて、その年度の4月から一学期について、簡単な資料を出していただきます。それに基づいて状況を報告していただき、教育委員さんにも町雇用の支援員さんなどの様子を実際に見ていただき、情報を持ち合い、課題があるかということで、評価基準と見比べながら検討していこうというものです。それを8月に行うというのは、どうしても次年度に反映する必要があるとなった場合、10月には次年度の当初予算の作成が始まりますので、8月中に決まっていれば次年度予算にそれを載せる時間的な余裕があるということで時期をもっています。3月に行うと、当初予算の作成まで時間が空いてしまうので、このようにしています。

委員 8月限定で支援員などの話をするのではなく、教育委員は学期ごとに学校等を訪問することになっていきますので、その中で気づきがあると思います。その時に伝えていった方が現実的だと思います。一年間に一度だけ話し合うのではなく、訪問するたびに校長などに話を聞いて、それを伝えていった方が、年間の中で教育委員も4人いるので、話ができていくのかなというイメージはもっています。

教育長 学校に行った時に、委員さんから気になった事などを伝えていただくことはしてください。これは次年度に向けた配置について重点を置き、それのみを協議しますので、その協議に必要な情報等の取捨選択はさせていただいてかまいません。とにかく配置基準についての会議を行わなければ配置基準についての現状が見えてきませんので、一度まとまって話し合いをしっかりと持つということで考えています。

委員 わかりました。

教育長 それでは全体を通していかがでしょうか。

教育長 ないようですので、幼稚園の部分で変更点がありますが、それを踏まえて認めていただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

教育長 全員賛成です。

(6) 真鶴町立学校等文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

課長 訓令の制定につきましては教育委員会に属するものとなっていますので、本日ご提案させていただきます。資料の6をご覧ください。新旧対照表に基づいてご説明いたします。左側が新、右側が旧となっています。1総務 2調査統計 03 地方教育費調査が削除です。それに伴い、04 の進路希望調査が03 に繰り上がります。2 ページをご覧ください。2 人事 0 庶務 09 職員定期健康診断書類の下に、10 教員免許状関係が新たに規定されるものです。同じく1 服務 03 休暇等申請簿の備考欄に「ボランティア休暇を含む」という文言が新たに記載されます。3 給与 0 給与 03 にあったものが削除となっています。同じく11 も削除となっています。以降 04 扶養親族届が03 に繰り上がっています。以下 11 の削除に伴っても同じく繰り上がりがあります。3 ページの上段部分も条項が14 から17 が繰り上がっています。ただし、15 職員口座報告書は旧では給与口座振込申出書となっています。これの名称が変更になったということです。1 の旅費では、02 旅行命令簿・旅費請求書の備考に「泊を伴う集計表含

む」と明記されています。旧の方の2福利厚生 04 被扶養者申告書、保存期間5年となっていますが、新の方では、04 現況表、保存期間3年、「変更申出書等を含む」としています。4の財務です。0 施設防災 05 プール管理簿は新規で、小学校、保存期間3年、管理日誌、使用前・後点検表、安全管理マニュアルが追加となります。4ページです。旧の2学籍の06と07は削除で、新では条が繰り上がっています。5ページの上段には先ほどの削除に伴い、旧の08から13までのものを07から10までと、条ずれを詰めています。5ページの5教育研究 04 経験者研修は、旧では2・5・10・15・25年経験者となっていますが、新では10の記載が中堅教育となります。以上が新旧対照表による変更点であります。こちらの変更をお認めいただければ、新たに規定としたいと存じます。よろしく申し上げます。

教 育 長 ご質問、ご意見があれば伺います。

教 育 長 ないようですので、本件につきまして賛成いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員 (全員賛成)

教 育 長 全員挙手です。

(7) 真鶴町特別支援学校通学費助成に関する要綱の制定について

課 長 真鶴町特別支援学校通学費助成に関する要綱、資料7をご覧ください。こちらは新規に制定する要綱です。条文等のご説明をさせていただきます。第1条は目的です。こちらは特別支援学校への通学に要する経費の一部を助成することを目的として制定するものでございます。第2条は助成対象者です。助成対象者は、次の3号に該当するものが当たります。1号は児童又は生徒が本町内に住所を有していること。2号は児童又は生徒が特別支援学校の小学部又は中学部に在籍していること。3号は障がいの状況及び家庭環境の状況等により通学に著しい支障があり、自宅と真鶴駅の間の登下校のためにタクシーを利用しなければ通学が特に困難であること。この3項目が助成対象者の条件となります。第3条は助成金の額でございます。助成金の額は、タクシー利用1回につき運賃及び迎車料金の合計から3割を控除した額とするということで、本人は3割の負担ということですが、なお、タクシー利用に際しては、タクシー運賃の障がい者割引制度を利用するものとするということで、町から7割、本人が3割という負担で運用していくということでございます。第4条は助成の申請です。助成金の交付の申請をしようとする者は、所定の交付申請書を毎年4月10日までに町長に提出しなければならない。第2項では、年度の途中において第2条に規定する要件を具備するに至った場合は、その日から10日以内に申請書を町長に提出しなければならないということで、年度途中でも該当すれば申

請できますということでございます。第5条は助成の決定及び交付についてでございます。町長は、助成の申請があったときは、当該申請に係る内容を調査した上、助成の要否を決定し、通学費助成金交付決定通知書により申請者に通知するというので、第2項では、交付が決定された助成対象者は、翌月末までに運賃の領収書を添え、通学費助成金請求書を町長に提出しなければならない。3項で、前項の規定に基づく請求があった場合は、内容を審査し、適合すると認められるときは、助成金を交付するものとするということで、ひと月ごとに助成金を審査して出すということです。第6条は変更届です。助成対象者につきましては、次の2号の状況になったときには、速やかに通学変更届を提出するというものでございます。どういう条件かと言いますと、1号として、住居又は通学路若しくは通学方法を変更したとき。2号として、転校又は家庭環境の状況等の変化により資格要件を失ったときということでございます。第7条は委任事項でございます。この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。附則としまして、この告示は、平成30年4月1日から施行するという案でございます。その後ろにつきましては、所定の様式等が別に記載されているものでございます。こちらの要綱に基づきまして、平成30年度に予算編成しています。よろしくお願いいたします。

教 育 長 ご質問やご意見がありましたら伺います。

委 員 これは子ども一人で待たせる事はできないのですよね。そうするとタクシーで送り、お母さんはそこで降りて、スクールバスが来るのを待ち、子どもを乗せて、それから歩いて帰ってくるということですね。

課 長 おっしゃるとおり、片道だけということです。補足です。これは教育委員会だけの制度ですが、健康福祉課とも協議してまして、福祉と教育委員会で支援を行うという制度設計で詰めているところでございます。

教 育 長 他にご意見ないようでしたら、この要綱につきまして、お認めいただけるかたは挙手をお願いします。

全 委 員 (全員挙手)

教 育 長 全員賛成です。以上で協議を終わります。報告事項に移ります。

報告事項 資料に基づき、平成29年度真鶴町体育競技優秀選手等表彰について及び施設の月別利用状況、事業計画等を説明

教 育 長 以上をもちまして2月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。